

## 関連する裁判例

### 第1 システムの完成の有無について

#### 1 東京地裁平成14年4月22日判決(サンセキ事件。判例タイムズ1127号161頁)

原告が本件システムを完成させたと認められるか否かについて検討する。

この点につき、民法632条及び633条は、注文者の請負人に対する報酬の支払時期について、請負人が仕事を完成させ、仕事の目的物を注文者に引き渡したときであると規定し、他方、同法634条は、仕事の目的物に瑕疵があるときは請負人は注文者に対し担保責任を負い(1項)、請負人がその仕事の目的物の瑕疵についてその担保責任を果たすまでは注文者は報酬の支払につき同時履行の抗弁権を有すると規定している(2項)。

これら民法の規定によれば、法は、仕事の結果が不完全な場合のうち仕事の目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合とを区別し、仕事の目的物に瑕疵が存在しても、それが隠れたものであると顕れたものであるとを問わず、そのために仕事が完成していないものとはしない趣旨であると解される。

よって、請負人が仕事を完成させたか否かについては、仕事が当初の請負契約で予定していた最後の工程まで終えているか否かを基準として判断すべきであり、注文者は、請負人が仕事の最後の工程まで終え目的物を引き渡したときには、単に、仕事の目的物に瑕疵があるというだけの理由で請負代金の支払いを拒むことはできないものと解するのが相当である。

これを本件システム開発業務についてみてみるに、本件システム開発業務は、大別して、①要件定義、概要設計、②詳細設計、③プログラミング、④結合テスト、⑤検証、総合テスト、⑥本稼働、⑦ドキュメント作成、提出、⑧ネットワーク回線工事、⑨データ移行という工程が予定されていたことが認められる。

原告は、前記各工程を終了し、被告に対し、①平成8年2月8日には財務等に関するシステムを、また、②同9年7月から8月にかけて墓石等関連プログラムを、③同10年1月22日及び同月27日並びに同年4月3日にはドキュメントを納品していることが認められる。さらに、被告は、同9年10月から、本件システムを本格稼働させ、同10年10月ころまで使用を継続していることが認められる。

以上によれば、原告は、本件システムを完成させたと認めるのが相当である。

#### 2 東京地裁平成25年5月28日判決(伊藤忠テクノソリューションズ対第一法規事件)。

判例タイムズ1416号234頁)

注：上記の控訴審判決である東京高裁平成26年1月5日判決は、2015年（平成27年）10月15日の判例ゼミで発表された。

（民法632条、633条、634条の）規定によれば、法は、仕事の結果が不完全な場合のうち仕事の目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合とを区別し、仕事の目的物に瑕疵がある場合でも、それが隠れたものであると顕れたものであるとを問わず、そのために仕事が完成していないものとはしない趣旨であると解される。

そのため、請負人が仕事を完成させたか否かについては、請負人が当初の請負契約で予定していた仕事の最後の工程まで終えて注文者に目的物を引き渡したか否かによって判断されるべきである。

これを本件ソフトウェア開発個別契約についてみると、本件ソフトウェア開発個別契約は、既に発注済みの仕事をひとまとめにした契約であり、原被告間では、導入支援作業については切り離すが、発注済みの開発関係、すなわちシステムテストまでを対象とするものであることが合意され、作業期間は、契約日の平成20年12月25日からわずか11日後の平成21年1月5日までとされ、同日には成果物を納入することとされていたのであるから、原被告間では、契約時点で既に仕事の完成は間近であるとの認識を有していたことが明らかである。

他方、被告（注：ユーザ）担当者においても、平成20年12月31日の段階では「一応すべてのシナリオの確認が終わりました」との認識で、翌年の1月5日の納品を受けることとなったのである。

そうすると本件ソフトウェア開発個別契約で原被告の協議により別途定めるとされた納入条件（7条）は、上記シナリオテストを終えて一応の品質の確保がされたことであつたと認められ、原被告の意思は、平成21年1月5日の納品日には、本件ソフトウェア開発個別契約で予定された最後の工程まで終えて納品がされるとの認識を有していたものと認められる。

以上に対し、被告は、本件ソフトウェア開発個別契約における最後の工程は「検収」である旨主張する。

しかし、同契約の条項上、検収は納品があつた後に被告において行うものであることが明らかであり、被告が検査結果を通知しない場合には検査に合格したとみなされることが規定されていることも考慮すると、請負人が行うべき最後の工程が「検収」であると解することはできない。

原告においてシナリオテストを終えて納品をした平成21年1月5日の翌日以降に発見される不具合・障害については、瑕疵担保の問題であると解すべきで、本件ソフトウェア開発個別契約12条の瑕疵担保責任の期間は、始期の定めとみるべきではなく、終期を定めることに意味があるとみるべきである。

その他、被告は、システムテストの前提である単体テストに漏れのあったこと、システムテストが不完全であったことや、本件新基幹システムに不具合・障害が多数存在することを主張するが、これらはいずれも完成、納入後の瑕疵担保責任で問題とすべき事項であり、仕事の完成を否定すべき事由とはいえない。

一般に、コンピュータソフトのプログラムには不具合・障害があり得るもので、完成、納入後に不具合・障害が一定程度発生した場合でも、その指摘を受けた後遅滞なく補修ができるならば、瑕疵とはいえない。

しかし、その不具合・障害が軽微とはいえないものがある上に、その数が多く、しかも順次発現してシステムの稼働に支障が生ずるような場合には、システムに欠陥（瑕疵）があるといわなければならない。

本件新基幹システムには、瑕疵があったといわざるを得ないし、しかも、不具合・障害の程度や数、さらに順次発生する可能性などを考慮すると、被告において本件新基幹システムを業務上使用することができないと判断したことには理由があるというべきで、平成21年6月16日の解除の意思表示は、瑕疵担保責任に基づく解除として有効というほかない。

以上のとおり、本件ソフトウェア開発個別契約に基づく本件新基幹システムは、平成21年1月5日に完成し納品されたが、同年6月16日の瑕疵担保責任に基づく解除は有効であるから、原告の被告に対する上記契約に基づく報酬の請求は理由がない。

## 第2 ベンダのプロジェクトマネジメント義務・ユーザの協力義務について

### 1 東京地裁平成16年3月10日判決（東京土建国保事件。判例タイムズ1211号129頁）

被告（注：ベンダ）は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、被告は、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきものである。

そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、注文者である原告国保（注：ユーザ）のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかけ

る義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。

原告国保のシステム開発へのかかわりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、被告は、原告国保における意思決定が必要な事項や、原告国保において解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告国保がこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、また、原告国保がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであった場合等に、原告国保に対し適宜その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたといえることができる。

本件電算システム開発契約は、基本設計、詳細設計、開発、テスト、移行等、一連のシステム開発工程を実施し、本件電算システムを完成させることを目的とする契約であるから、事務の遂行を目的とする準委任契約ではなく、本件電算システム開発という仕事の完成を目的とする請負契約であるといえるべきである。

しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。

このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。

そして、本件電算システム開発契約の契約書は、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。

したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

原告国保は、被告から解決を求められた懸案事項を目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるといえることができる。被告は、原告国保に対し、システム連絡会議やシステム開発進捗会議等において、懸案事項の解決の遅れが原因で開発作業が遅延していることを説明し、目標期限までの解決を促して

いたものであるから、この点について、被告は適切なプロジェクトマネージメントを行っていたということができ、原告国保の意思決定の遅延は、開発作業の遅れの一因であると認められる。

しかし他方、被告についてみると、被告も、被告や被告が主体のチームの懸案事項を、自ら設定した目標期限までに解決しないなど、適時適切な意思決定を行わなかったところがあるということが出来る。また、被告において技術面の検討作業を遅延したり、被告担当者間のコミュニケーション不足等が原因で、被告担当者の一部が原告国保の決定事項等を把握していないなどといったこともあったものと認められ、これら被告の事情も、原告国保の意思決定の遅延と相まって、開発作業の遅延の一因を成すものと認められる。

また、健保法改正(事業所管理機能の強化)その他に関する原告国保の要求により、開発工数が大幅に増加したことも、開発作業の遅れの一因を成すものと認められ、これについて、被告は、開発規模の増大の程度を正確に把握するのが遅れ、契約金額を上回る4億円者追加の委託料の負担か大幅な処理数の削減を選択するよう不相当な内容の申し入れをしており、適切なプロジェクトマネージメントを欠いた点があるということが出来る。さらに、被告は、自ら履践を約した開発手順や開発手法、作業工程(段階ごとのレビューの実施、プロトタイプを作成、基本設計書の校正版の納品等)を履践しなかった点においても、適切なプロジェクトマネージメントを行わなかったと認められる。

これらの諸事情を併せ考慮すると、結局、本件電算システム(第2次リリースと第3次リリース)の開発作業が遅れ、段階的稼働の合意により延期したにもかかわらず、なお納入期限までに完成に至らなかったのは、いずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものというのは適切ではなく、原告国保と被告双方の不完全な履行、健保法改正その他に関する開発内容の追加、変更等が相まって生じた結果であり、当事者双方とも、少なくとも開発作業の担当者のレベルにおいては、逐次遅れが積み重なりつつ、かつ懸案事項の解決が完了しない以上やむを得ないとの共通の認識の下に、作業が進行していたというのが相当である。

そうであれば、本件電算システムの開発作業が遅れて、納入期限までに完成に至らなかったことについて、いずれか一方の当事者が債務不履行責任を負うものではない。

本件電算システム開発契約等は、請負契約であるところ、請負契約については、民法641条により、注文者はいつでも損害を賠償してこれを解除することができる。原告国保の解除は、民法641条の解除として有効であると解するのが相当である。

同条による解除の効果は、将来に向かって生じるものと解するのが相当であるから、被告は、既作業部分に相応する報酬と、未作業部分に相応する被告の逸失利益及び当該作業のために既に支出した費用の支払いを、原告国保に請求することができる。

しかしながら、被告は、前記認定のとおり、適切なプロジェクトマネージメントを

欠いた点があったものである。本件解除に踏み切った原告国保に対し、被告に生じた損害を全額賠償させるのは、著しく公平を失する。

この点、民法418条は、債務不履行に関し債権者に過失がある場合、裁判所は損害賠償の責任及び金額を定めるにつき、これを斟酌することができる旨定めているところ、その趣旨とするところは、損害の発生又は拡大につき過失のある債権者にも損害を分担させることにより、債権者と債務者間の公平を図ることにある。

そうであれば、注文者が同法641条により請負契約を解除した場合においても、同法418条を類推適用することができるかと解するのが相当である。

原告国保は、懸案事項の解決を遅延し、開発作業の遅れの一因を作ったものであるが、被告も、開発作業の遅れの一因を作るなど、システム開発受託者として行うべき役割を怠った点があり、それらの内容、程度等前記認定の一切の事情を斟酌すれば、被告に生じた損害について6割の過失相殺（類推適用）をするのが相当である。

## 2 東京高裁平成25年9月26日判決（スルガ銀行対日本IBM事件。金融・商事判例1428号16頁）

注：上記判決は、2013年（平成25年）12月19日の判例ゼミで発表された。

企画・提案段階においては、プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の組立て・見込みなど、プロジェクト構想と実現可能性に関わる事項の大枠が定められ、また、それに従って、プロジェクトに伴うリスクも決定づけられるから、企画・提案段階においてベンダに求められるプロジェクトの立案・リスク分析は、システム開発を遂行していくために欠かせないものである。

そうすると、ベンダとしては、企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明する義務があるというべきである。

このようなベンダの検証、説明等に関する義務は、契約締結に向けた交渉過程における信義則に基づく不法行為法上の義務として位置付けられ、控訴人はベンダとしてかかる義務（この段階におけるプロジェクト・マネジメントに関する義務）を負うものといえる。

もっとも、ベンダは、システム開発技術等に精通しているとしても、システム開発の対象となるユーザーの業務内容等に必ずしも精通しているものではない。

企画・提案段階における事前検証を充実させることにより、システム開発構想の精度を高め、想定外の事態発生の防止を図り得ると考えられるが、受注が確定していない段階における事前検証等の方法、程度等は自ずと限られ、ユーザー側の担当者等から得られる情報や協力にも限界があることは明らかである。

そのため、プロジェクトが開始され、その後の進行過程で生じてくる事情、要因等

について、企画・提案段階において漏れなく予測することはもとより困難であり、この段階における検証、説明等に関する義務は、このような状況における予測可能性を前提とするものであるというべきである。

その意味では、ベンダとユーザーの間で、システム完成に向けた開発協力体制が構築される以前の企画・提案段階においては、システム開発技術等とシステム開発対象の業務内容等について、情報の非対称性、能力の非対称性が双方に在するものといえ、ベンダにシステム開発技術等に関する説明責任が存するとともに、ユーザーにもシステム開発の対象とされる業務の分析とベンダの説明を踏まえ、システム開発について自らリスク分析をすることが求められるものというべきである。

このようなことからすると、企画・提案段階におけるシステム開発構想等は、プロジェクト遂行過程において得られるであろう情報、その過程で直面するであろう事態等に応じて、一定の修正等があることを当然に想定するものといえ、企画・提案段階の計画どおりシステム開発が進行しないこと等をもって、直ちに企画・提案段階におけるベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務違反があったということではできない。

控訴人と被控訴人とは、本件システム開発において、控訴人が、事業・業務要件定義、要件定義、外部設計工程、内部設計工程、プログラミング工程（実装工程）、総合テスト、システムテスト、運用テストの全てを担当し、本件システム開発の完成まで受任することとして、3つの基本合意と16個の個別契約を締結した。

控訴人は、前記各契約に基づき、本件システム開発を担うベンダとして、被控訴人に対し、本件システム開発過程において、適宜得られた情報を集約・分析して、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザーである被控訴人に必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行うこと（プロジェクト・マネジメント）を適切に行うべき義務を負うものというべきである。

また、前記義務の具体的な内容は、契約文言等から一義的に定まるものではなく、システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まるものといえる。

すなわち、システム開発は必ずしも当初の想定どおり進むとは限らず、当初の想定とは異なる要因が生じる等の状況の変化が明らかとなり、想定していた開発費用、開発スコープ、開発期間等について相当程度の修正を要すること、更にはその修正内容がユーザーの開発目的等に照らして許容限度を超える事態が生じることもあるから、ベンダとしては、そのような局面に応じて、ユーザのシステム開発に伴うメリット、リスク等を考慮し、適時適切に、開発状況の分析、開発計画の変更の要否とその内容、更には開発計画の中止の要否とその影響等についても説明することが求められ、そのような説明義務を負うものというべきである。

本件基本合意①においては、本件システム開発の遂行が困難となる事態も想定して、

「本条に定める合意までの間に、プロジェクトの大幅な延期や中止せざるを得ない状況が発生した場合、あるいは、本条に定める合意に至らなかった場合には、両者は真摯に協議の上、互いに誠意をもって損害賠償等の措置を含む適切な対抗（注：判決文ママ）をするものとする」（同3条）との合意をしていたが、本件最終合意においては、責任限定条項が改定され、損害賠償の限度額を拡張した故意・重過失条項が設けられている。

これらに照らすと、控訴人は、被控訴人と本件最終合意を締結し、本件システム開発を推進する方針を選択する以上、被控訴人に対し、ベンダとしての知識・経験、本件システムに関する状況の分析等に基づき、開発費用、開発スコープ及び開発期間のいずれか、あるいはその前部を抜本的に見直す必要があることについて説明し、適切な見直しを行わなければ、本件システム開発を進めることができないこと、その結果、従来の投入費用、更には今後の費用が無駄になることがあることを具体的に説明し、ユーザーである被控訴人の適切な判断を促す義務があったというべきである。

また、本件最終合意は、前記のような局面において締結されたものであるから、控訴人は、ベンダとして、この段階以降の本件システム開発の推進を図り、開発進行上の危機を回避するための適時適切な説明と提言をし、仮に回避し得ない場合には本件システム開発の中止をも提言する義務があったというべきである。

### 3 東京地裁平成28年4月28日判決（SAP社製ソフトウェアを使用したERPシステム開発事件・TIS対トクヤマ事件。判例時報2313号29頁）

注：上記判決は、2017年（平成29年）7月19日の判例ゼミで発表された。

本件システム開発における各個別契約は、それぞれ別個の時期に別個の契約書を用いて締結されたことからすれば、これら各個別契約はそれぞれ別個独立の契約として成立したものと認められる。

したがって、本件システム開発に係る契約に関して1個の請負契約が成立したことを前提とする、仕事完成債務の履行不能に基づく損害賠償請求又は同債務の履行不能解除に基づく原状回復請求はいずれも失当である。

原告（注：ユーザ）は、仮に上記1個の請負契約が成立したとはいえないとしても、本件システム開発に関しては1個ないし数個の個別の委任契約が成立したところ、被告の責めに帰すべき事由により本件システムには多数の不具合ないし瑕疵が発生したのであるから、被告（注：ベンダ）には本件システム開発に関する契約上の債務の不完全履行があると主張する。

本件プロジェクトを組成する各個別契約についての解除の可否については、契約ごとに、それぞれの給付目的を中心とする具体的債務内容についての不履行があるか否か、それによって契約の目的を達成することができないなど契約の拘束力を維持するのが相当であるか否か等の諸要素を検討した上で判断するのが相当であるところ、以



上のような各契約に係る解除原因を認めるに足りる証拠はない。かえって、・・・被告は、検討フェーズからIMPフェーズに至るまでの全ての個別契約のサービス及び納入物に関して、原告から検収を受けるとともに代金の支払いを滞りなく受けてきた。そうすると、被告には、上記各個別契約における主たる債務たる給付目的自体に関して債務不履行があったということはできない。

また、本件システム開発に関して原告被告間に締結された各契約は、本件システムの構築に向けて有機的に総合されているものとみることができる点で、後述するような本件プロジェクトを成功させるための協働関係に入った者としての付随的注意義務を、原告被告双方に、殊にシステム開発を専門とし知識と経験を有している被告に生じさせるということが出来るが、それら注意義務は飽くまで信義則に基づく付随的なものであるから、それを根拠として、上記各契約の拘束力を全て解消するような解除を認めることはできないと解するのが相当である。結局、本件においては、上記各契約の拘束力を解消させるべき解除原因を認めることはできない。

もっとも、被告は、システム開発の専門業者として、原告に対し、本件提案書を提出し、ERP（注：経営資源の最適化）を活用して業務改革を早期に実現するためのアプローチ、組織、役割などについて体系化された被告独自の метод論、システムの企画から保守・運用までを8個のフェーズに分けたシステム開発工程、各フェーズの目的及び主要成果物などの説明、また、被告の業務改革プロジェクトの経験をノウハウを集約した化学産業向けシステム開発に適用するYCMテンプレートの説明、同テンプレートの想定業務プロセスに目標業務プロセスを合わせる形のシステム設計方法など説明をした上で、原告との間で本件基本契約を締結し、本件プロジェクトを遂行するための協働関係に入った者である。

したがって、被告は、自らが有する専門的知識と経験に基づき、本件システム開発に係る契約の付随義務として、本件システム開発に向けて有機的に組成された各個別契約書や本件提案書において自らが提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って自らなすべき作業を進めるとともに、それにとどまらず、本件プロジェクトのような、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトを遂行しそれを成功させる過程においてあり得る隘路やその突破方法に関する情報及びノウハウを有すべき者として、常に本件プロジェクト全体の進捗状況を把握し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。

そして、システム開発は開発業者と注文者が協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものであるから、被告は、注文者である原告の本件システム開発へのかかわりなどについても、適切に配慮し、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトについては初めての経験であって専門的知識を有しない原告において開発作業を阻害する要因が発生していることが窺われる場合には、そのような事態が本格化しないように予防し、本格化してしまった場合にはその対応

策を積極的に提示する義務を負っていたというべきである。

具体的には、被告は、原告における意思決定が必要な事項や解決すべき必要がある懸案事項等の発生の際が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について具体的に原告に対して注意喚起をすべきであるし、懸案事項等が発生した場合は、それに対する具体的な対応策及びその実行期限を示し、対応がされない場合に生ずる支障、複数の選択肢から1つを選択すべき場合には、対応策の容易性などそれらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告において対応することができるように導き、また、原告がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすときには原告に対して適時にその利害得失等を具体的に説明し、要求の撤回、追加の委託料の負担や納入期限の延期等をも含め適切な判断をすることができるように配慮すべき義務を負っていたということができる。

#### 4 東京地裁平成28年11月30日判決(ジャパンスチールグループ対アイロベックス事件)

(データの移行に係る債務の履行遅滞の有無について)

まず、本件請負契約に基づくデータの移行業務として被告(ベンダ)が負担する債務の内容について検討するに、被告は、本件請負契約に基づくデータの移行業務として、本件旧システム上のデータを本件新システムに単に移行させることにとどまらず、移行したデータにより本件新システムを稼働させる債務を負担していたものと認めるのが相当であり、本件においては、データ移行に当たり、データ不整合を是正・解消すべき義務を負うものというべきである。

被告は、移行の対象であるデータが膨大な量であることなどを指摘して、データ不整合を是正・解消すべき義務を負わない旨を主張する。

被告は、本件請負契約を締結した頃の時点において、原告(ユーザ)からの説明を受け、データ不整合について、多数に上るものではなく、新システムを完成させ、本件旧システム上のデータを新システムに移行した後に、手作業でデータを修正することによって対応することが可能であると見込んでいたものであり、又、被告が開発工程を終えた本件新システムにおいては、デリバリに関する情報と整合しないデータの修正をすることができない仕様とされており、データ不整合が是正・解消されない限り、本件新システムの稼働の障害となるものであると認められるものである。これらのことからすれば、被告は、本件請負契約において、本件新システムにおけるデータ移行について、上記の見込みに従って、自らデータ不整合を是正・解消することを予定していたことが明らかである。

これらの事情に照らせば、被告は、データの移行業務を開始する前に、本件旧システム上の移行の対象となるデータを調査・分析して、データの性質や状態を把握し、

そのデータが本件新システムに移行された後、その稼働の障害となるかを検討するなどの、義務を怠り、その結果、データ不整合の件数の見込みを誤ったものといわざるを得ず、実際のデータ不整合の件数が自らの見込みを大幅に超えるものであったから  
といって、被告がデータ移行にあたりデータ不整合を是正・解消することを免れる理由はないというべきである。

(データの移行に係る原告の協力義務違反について)

被告は、原告には、本件請負契約の締結時及びその後の本件新システムのテストの段階において、本件旧システム上のデータの状況、すなわち、データ不整合が存在するか、存在する場合のその数、データ不整合の理由について正確に説明し、被告の作業に協力する義務があったところ、原告は、上記の協力義務に違反して、被告に対し、本件旧システムにおけるデータの状況を正確に告げず、そのために本件請負契約に基づくデータの移行に係る債務が履行遅滞となったものであると主張する。

一般に、ユーザーが業務上使用するコンピューター・ソフトウェアのシステムの開発をベンダーに発注・委託する場合において、ベンダーがコンピューターシステムの専門家としてユーザーの要求に応えるシステムを構築する責任を負うことは当然であるが、ユーザーが業務等に関する情報提供を適切に行わなければ、そのようなシステムの構築を望めないことから、ユーザーは、ベンダーによるシステム開発について、ベンダーからの問合せに対し正確に情報を提供するなどの協力をすべき義務を負うものと解するのが相当である。本件においても、原告がそのような協力義務を負うことについては、否定されるものではない。

しかしながら、原告には、コンピューターシステムについて十分な専門的知見を有する者が在籍しておらず、他方、被告は、その専門的知見に基づきコンピューターシステムの開発業務を行う者であり、原告に対してヒアリングを実施するなどの過程において、原告がコンピューターシステムについて専門的知見を十分有していないことを認識していたものと認められるのであり、このような事実関係の下では、原告は、被告から求められる態様で協力をするというを超えて、自ら積極的に被告が必要とする情報をあらかじめ網羅的に提供するという態様で協力をすべき義務まで負うものではないというべきである。

本件においては、原告は、本件請負契約の締結の前後を通じ、被告に対して、業務上使用していた本件旧システムの機能や運用について説明し、本件旧システム上、データ不整合が存在することを告げていたものであり、被告も、原告の説明により、本件旧システム上、データ不整合が存在すること自体を認識していたものである。

そして、原告は、本件旧システムにおけるデータ不整合の件数やその理由について、これを被告に伝えたものではないが、上記のデータ不整合が日常的な業務の中で必然的に発生し、あるいは、発生し得るものであることについては、本件請負契約の締結までの間における本件システムの運用に関する説明の中で被告に伝えられていたも

のと認められる。又、原告は、本件旧システムのサーバ内のデータのバックアップデータを被告に提供しているのであり、被告としては、この提供されたデータを調査・分析することにより、本件旧システムにおけるデータ不整合の件数やその理由について把握し得る。仮に、データの提供だけではデータの不整合の件数や理由が十分に明らかにならないというのであれば、被告において、更に原告に問合せをするなどして、技術的に必要な情報を得るようにすることが考えられてしかるべきであるところ、被告が本件請負契約の締結時及びその後の本件新システムのテストの段階において、原告に対し、本件旧システムのバックアップデータ以外に、更に技術的な情報の提供を求めたことをうかがわせる証拠はない。更に、具体的にどのような情報が提供されればデータ不整合の件数やその理由について把握し得るものであったのかについては、被告自らこれを特定して主張し得るに至っていない。

これらの事情によれば、原告が本件旧システムにおけるデータの状態を告知することについて、不十分なところがあったとは認められないというべきである。

原告が協力義務に違反して、本件旧システムにおけるデータの状態を被告に正確に告げなかったということはできない。原告には、被告が主張する協力義務の違反があったとは認められず、原告の協力義務違反によってデータの移行に係る債務の履行遅滞が生じたということはできない。上記債務の履行遅滞について、被告に帰責事由がなかったと認めることはできない。